

航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

	昭和 59 年	6 月 28 日	空経	第 386 号
改正	平成 2 年	6 月 1 日	空経	第 361 号
改正	平成 4 年	8 月 24 日	空経	第 610 号
改正	平成 6 年	4 月 28 日	空経	第 340 号
改正	平成 8 年	3 月 27 日	空経	第 253 号
改正	平成 14 年	7 月 18 日	国空経	第 477 号
改正	平成 15 年	9 月 1 日	国空経	第 388 号
改正	平成 17 年	9 月 30 日	国空予管	第 404 号
改正	平成 19 年	8 月 31 日	国空予管	第 465 号
改正	平成 26 年	3 月 31 日	国空予管	第 665 号
改正	令和 2 年	4 月 2 日	国空予管	第 6 号
改正	令和 2 年	12 月 25 日	国空予管	第 557 号

(指名停止)

第 1 条 国土交通省航空局長、東京航空局長及び大阪航空局長（以下「局長」という。）は、有資格者（「国土交通省所掌の契約に関する競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年 1 月 6 日国官会第22号）」第10条に規定する有資格者名簿に登載された者をいう。以下同じ。）が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の 1 に該当するときは、局長が別に定める審査会等（以下「審査会等」という。）を開催し、当該要件に係る審査を経たうえ、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 局長は、指名停止を行うときは、所管区域（国土交通省航空局にあっては別表第 3 の 1 から 9 に掲げる地域、東京航空局にあっては同表 1 から 3 に掲げる地域並びに大阪航空局にあっては同表 4 から 9 に掲げる地域をいう。以下同じ。）内において、別表第 3 に掲げる地域区分により当該指名停止に係る措置対象区域を定めるものとする。

3 局長が指名停止を行ったときは、当該国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局（以下「局」という。）に所属する会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等（以下「所属契約担当官等」という。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。

当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 2 条 局長は、第 1 条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 局長は、第1条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 局長は、第1条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第3条 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の1/2の期間（第4条第一号に該当する場合にあっては、別表第2第6号、第9号又は第11号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 局長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）まで延長することができる。

5 局長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会等の意見を聴取のうえ別表各号、前各項及び第4条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 6 局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 局長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき
それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは2.5倍）の期間
- 二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては2.5倍）の期間
- 三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては2.5倍）の期間
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては1.5ヶ月）加算した期間
- 五 国土交通省又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては1.5ヶ月）加算した期間

(指名停止の措置対象区域の特例)

第5条 局長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、所管する区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 局長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止の通知)

第6条 局長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し様式第1、様式第2、様式第3又は様式第4により遅滞なく通知するものとする。

2 局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合においては、当該指名停止の事由が当該局の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 所属契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ様式第5により局長の承認を受けたときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第8条 所属契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属契約担当官等の契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第9条 東京航空局長及び大阪航空局長は、第1条第1項又は第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、第5条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、様式第6、様式第7、様式第8又は様式第9により所属契約担当官等に通知し、併せて様式第10、様式第11、様式第12又は様式第13により、別表第2第1号又は第3号の措置要件に該当したために指名停止を行った有資格者について、公訴を提起しない処分が行われ、指名停止の期間が満了したときは、様式第14により国土交通省航空局長に報告するものとする。

2 国土交通省航空局長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事案が他の局における指名停止に関連すると認めたときは、遅滞なく他の局長に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第11条 第1条から前条までの規定は、局の発注する測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けについて準用する。

附則（昭和59年6月28日空経第386号）
この要領は、昭和59年7月5日から適用する。

附則（平成2年6月1日空経第361号）
1 この要領は、平成2年6月1日から適用する。
2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則（平成4年8月24日空経第610号）
1 この要領は、平成4年8月24日から適用する。
2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則（平成6年4月28日空経第340号）
1 この要領は、平成6年5月16日から適用する。
2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則（平成8年3月27日空経第253号）
1 この要領は、平成8年4月1日から適用する。
2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則（平成14年7月18日国空経第477号）
1 この要領は、平成14年7月18日から適用する。
2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則（平成15年9月1日国空経第388号）
1 この要領は、平成15年9月1日から適用する。
2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則（平成17年9月30日国空予管第404号）
1 この要領は、平成17年10月1日から適用する。
2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附則（平成19年8月31日国空予管第465号）

- 1 この要領は、平成19年9月1日から適用する。
- 2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附則（平成26年3月31日国空予管第665号）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附則（令和2年4月2日国空予管第6号）

- 1 この要領は、令和2年4月2日から適用する。
- 2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附則（令和2年12月25日国空予管第557号）

- 1 この要領は、令和2年12月25日から適用する。
- 2 指名停止の措置要件に該当する事由が、この要領の適用の日前に生じたものについては、なお、従前の例による。

別表第1 当該局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 当該局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上6カ月以内
(過失による粗雑工事) 2 当該局の所属契約担当官等と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1カ月以上6カ月以内
3 当該局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上3カ月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上6カ月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上3カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4カ月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2カ月以内

別表第2 贈 賄 及 び 不 正 行 為 等 に 基 づ く 措 置 基 準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。） ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。） ハ 有資格者の使用人でロに掲げる以外のもの（以下「使用人」という。） 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 4 次のイ又はロに掲げる者が当該局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 (独占禁止法違反行為) 5 当該局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 4 カ月以上12 カ月以内 3 カ月以上9 カ月以内 2 カ月以上6 カ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 4 カ月以上12 カ月以内 2 カ月以上6 カ月以内 1 カ月以上3 カ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 カ月以上9 カ月以内 2 カ月以上6 カ月以内 1 カ月以上3 カ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 カ月以上9 カ月以内 1 カ月以上3 カ月以内 当該認定をした日から 2 カ月以上9 カ月以内

措 置 要 件	期 間
6 次のイ又はロに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該局の所属契約担当官等 ロ 当該局の所属契約担当官等以外の国土交通省の所属契約担当官等	当該認定をした日から 3カ月以上12カ月以内 2カ月以上9カ月以内
7 当該局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	刑事告発を知った日から 1カ月以上9カ月以内
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上12カ月以内 1カ月以上12カ月以内
9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該局の所属契約担当官等 ロ 当該局の所属契約担当官等以外の国土交通省の所属契約担当官等	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内 2カ月以上12カ月以内
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内
11 国土交通省の所属契約担当官等が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。 （重大な独占禁止法違反行為等） 12 国土交通省の契約担当官等又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で国土交通省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用	逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上12カ月以内 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6カ月以上36カ月以内

措 置 要 件	期 間
を受けるものが含まれる場合に限る。）。 イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （建設業法違反行為） 13 当該局の所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 14 次のイ又はロに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 当該局の所属契約担当官等 ロ 当該局の所属契約担当官等以外の国土交通省の所属契約担当官等 （不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内 当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内 1カ月以上9カ月以内 当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内 当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

別表第3 地域区分

地域	都道府県名
1	北海道
2	青森県・岩手県・宮城県・福島県・秋田県・山形県
3	東京都・神奈川県・埼玉県・群馬県・千葉県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県・長野県・新潟県
4	富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県
5	京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県
6	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
7	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
8	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
9	沖縄県

様式第1（第6条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

局長名 印
(公印省略)

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が（の） ① ことは、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後は、かかる事態の生ずることのないよう十分注意されたい。

②（今後は、かかる事態の生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の
改善措置の詳細について報告されたい。）

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④
- 3 指名停止の措置対象区域

（注）1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

2 ②は、第6条第2項の適用がある場合に使用する。

3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。ただし、
指名停止の理由が、別表第2第1号又は第3号に該当する場合
には、「公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたこと
が明らかとなるまで」と記載する。

4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生、日時、場所、
概要等を記載する。

（連絡先）

国土交通省〇〇局〇〇課

電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

局長名 印
(公印省略)

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(連絡先)

国土交通省〇〇局〇〇課

電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第3（第6条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

局長名 印
(公印省略)

指 名 停 止 措 置 対 象 区 域 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った
旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の措置対象区域
を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の措置対象区域
- 2 変更後の指名停止の措置対象区域
- 3 変更の理由

(連絡先)

国土交通省〇〇局〇〇課

電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第4（第6条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

局長名 印
（公印省略）

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った
旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

（連絡先）

国土交通省〇〇局〇〇課

電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

様式第 5（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

局長 殿

所属契約担当官等 印
(公印省略)

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の
承認について

工事等名及び施工場所	
工 事 等 の 種 別	
契 約 の 相 手 方	
契 約 予 定 年 月 日 及 び 予 定 工 期	

上記工事等の請負契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の上記有資格者と随意契約を締結したいので承認願いたい。

記

(理 由)

様式第 6（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

所属契約担当官等 殿

局 長 印
(公印省略)

指名停止について（通知）

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日空経第 386 号）別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので通知する。

記

1. 指名停止の期間
2. 指名停止の措置対象区域
3. 指名停止の理由

様式第 7（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

所属契約担当官等 殿

局 長 印
(公印省略)

指名停止期間の変更について（通知）

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、 年 月 日付け第 号をもって指名停止の通知を行ったところであるが、この度、下記により指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

様式第 8（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

所属契約担当官等 殿

局 長 印
(公印省略)

指名停止の措置対象区域の変更について（通知）

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、 年 月 日付け第 号をもって指名停止の通知を行ったところであるが、この度、下記により指名停止の措置対象区域を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の措置対象区域
2. 変更後の指名停止の措置対象区域
3. 変更年月日
4. 変更の理由

様式第 9（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

所属契約担当官等 殿

局 長 印
(公印省略)

指名停止の解除について（通知）

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止の通知を行ったところであるが、この度、下記の理由により指名停止を解除したので通知する。

記

(理 由)

様式第 10（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

国土交通省航空局長 殿

局 長 印
(公印省略)

指名停止について（報告）

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日空経第 386 号）別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

1. 指名停止の期間
2. 指名停止の措置対象区域
3. 指名停止の理由

様式第 11（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

国土交通省航空局長 殿

局 長 印
（公 印 省 略）

指名停止期間の変更について（報告）

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止の通知を行ったところであるが、この度、下記により指名停止の期間を変更したので報告する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

様式第 12（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

国土交通省航空局長 殿

局 長 印
（公 印 省 略）

指名停止の措置対象区域の変更について（報告）

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止の通知を行ったところであるが、この度、下記により指名停止の措置対象区域を変更したので報告する。

記

1. 従前の指名停止の措置対象区域
2. 変更後の指名停止の措置対象区域期間
3. 変更年月日
4. 変更の理由

様式第 13（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

国土交通省航空局長 殿

局 長 印
（公 印 省 略）

指名停止の解除について（報告）

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止の通知を行ったところであるが、この度、下記の理由により指名停止を解除したので報告する。

記

（理 由）

様式第 14（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

国土交通省航空局長 殿

局 長 印
（ 公 印 省 略 ）

指名停止期間の満了について（報告）

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止の通知を行ったところであるが、この度、 ① について公訴を提起しない処分が行われたことに伴い、 年 月 日をもって指名停止の期間が満了したので報告する。

（注）①には、賄賂の容疑により逮捕された者の役職及び氏名を記入する。